## 青森市財産区管理会設置条例 新旧対照表

改正後	改正前
○青森市財産区管理会設置条例	○青森市財産区管理会設置条例
平成十七年六月三十日	平成十七年六月三十日
条例第二百四十二号	条例第二百四十二号
第一条 略	第一条 略
(設置及び組織) 第二条 次の各号に掲げる財産区に財産区管 理会(以下「管理会」という。)を置き、	(設置及び組織) 第二条 次の各号に掲げる財産区に財産区管 理会(以下「管理会」という。)を置き、
当該各号に掲げる数の管理委員(以下「委員」という。)をもって組織する。	当該各号に掲げる数の管理委員(以下「委員」という。)をもって組織する。
一~二十一 略 二十二 <u>浅虫財産区 委員 七人</u>	—
第三条~第十条 略	第三条~第十条 略

## 青森市財産区特別会計条例 新旧対照表

改正後	改正前
○青森市財産区特別会計条例	○青森市財産区特別会計条例
平成十七年四月一日	平成十七年四月一日
条例第六十八号	条例第六十八号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
第二百九条第二項の規定により、次の各号に	第二百九条第二項の規定により、次の各号に
掲げる特別会計を、当該各号に掲げる財産区	掲げる特別会計を、当該各号に掲げる財産区
の収入及び支出について会計を分別するため	の収入及び支出について会計を分別するため
設置する。	設置する。
一~三十八 略	一~三十八 略
三十九 青森市浅虫財産区特別会計 青森	
<u>市浅虫財産区</u>	